

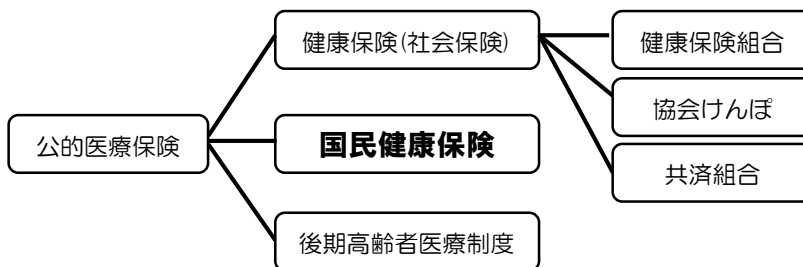
国民健康保険のしくみ（あらまし）



国民健康保険とは、みんなでお金を出し合い、個々の医療費の自己負担を軽減しようという助け合いの制度です。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が国民健康保険に加入します。

日本の健康保険制度



・日本では原則として、すべての国民が生まれたときから何らかの公的医療保険に加入します。これを「国民皆保険（こくみんかいほけん）」といいます。

・公的医療保険には大きく分けて「健康保険」「国民健康保険」「後期高齢者医療制度」の3つがあり、そこからさらに種類が分かります

健康保険組合	会社員・公務員 と扶養家族
国民健康保険	自営業・農業・漁業・年金生活者 など
後期高齢者医療制度	75歳以上の人 など

病院窓口で払う医療費は原則 3 割

← かった医療費 →	
3 割	7 割
← 自己負担 →	← 公的医療保険から →

病院を受診した時、保険証（資格確認証）を持っていれば、窓口で支払う金額は原則※として医療費の3割です。

例えば医療費が5,000円の場合は、自己負担は1,500円となります。

※自己負担割合は年齢層別などで異なります

★斜里町では、「北海道の助成」に合わせ「**町の独自助成**」により、**高校生までの自己負担を無料**としています。

国民健康保険の加入・脱退の手続きは？

国民健康保険の加入・脱退の手続きは、役場医療年金係（庁舎3番窓内）またはウトロ支所でお手続きしてください。

	こんなとき	持参するもの
加入	転入してきたとき	転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	職場の健康保険を脱退した証明書
脱退	転出するとき	資格確認書
	他の健康保険に加入したとき	国保と健保の資格確認書または健康保険加入証明書

国民健康保険の保険料率

▼令和7年度の保険料率

区分	料率
所得割	13.76%
均等割	48,778 円
平等割	46,467 円

※医療分・後期支援分・介護分の合算

●保険料は、「所得割」「均等割」「平等割」の合計です。

- ・所得割：前年中の所得で算出
- ・均等割：1人につき定額
- ・平等割：1世帯につき定額

●納付する人は世帯主です。

平成30年度から国民健康保険制度が変わりました

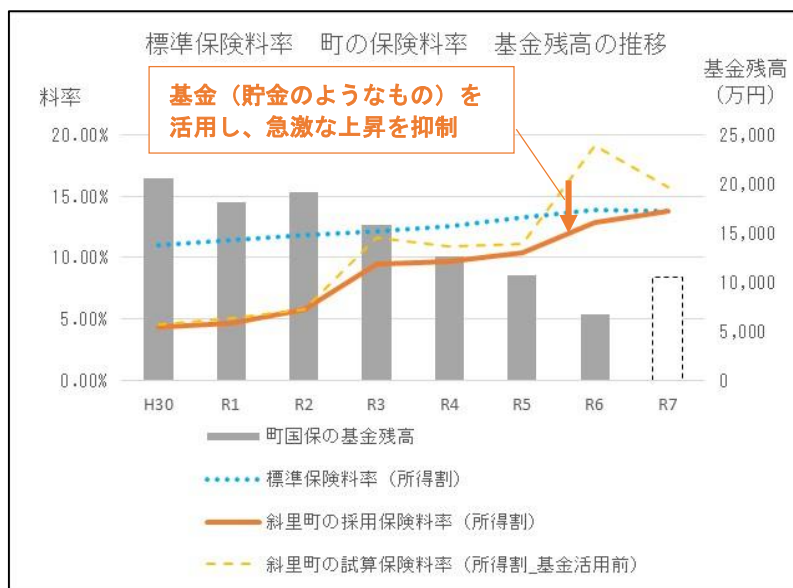
道の役割
財政運営の責任主体
・保険給付費等交付金を市町村に支給
・国保事業費納付金の算出
・標準保険料率の積算

市町村の役割
各種手続きの窓口など
・資格管理
・保険料の賦課・徴収
・保険給付の支給
・保険事業
・納付金の支払い

国民健康保険の運営は、以前は市町村ごとに行われていましたが、平成30年度より、各都道府県と各市町村が共に運営をするようになりました。（国保の都道府県化といいます。）

【都道府県化が行われた理由】

- ・加入者の高齢化により医療費が増えている。
- ・小規模な自治体が多く財政が不安定。医療費（保険給付費）が急増した場合、財源が不足するリスクあり。



▼都道府県化により保険料率の算定方法が変わりました

- ・以前は、斜里町国保加入者の医療費を推計し、「町」が保険料率を設定していました。
- ・都道府県化後は、道内の医療費・加入者数・所得水準などにより、「道」が納付金と標準保険料率を算定し、「町」は「道」への納付金を払えるように保険料率を設定します。

標準保険料率とは

市町村が都道府県に「納付金」を支払うために必要な保険料率の目安です。

- ・斜里町は道内の他市町村に比べ所得水準が高いため、所得に対する保険料率は低く設定して運営を行ってきました。しかし、都道府県化により、全道平均の所得に対する保険料率になるため、令和12年の保険料水準統一化（平準化）に向けて保険料率が上昇しています。
- ・令和7年度の保険料率試算では、昨年に引き続き標準保険料率を超え、今後も同じ状況が続くと考えられることから、今後は標準保険料率を上限として、毎年の保険料率を決めることとしました。

保健事業を活用して健康を維持しましょう

斜里町国保では特定健診受診に応じた行政ポイントの発行を行っています。毎年の健診受診を習慣づけ、健康の維持を目指しましょう。北海道全体の医療費が減少すると保険料が下がることにも繋がります。（R5 特定健診受診率 道:30.6% 斜里町:29.0% 国の定める目標値:60%）